

◆**歯科医院における厚生労働大臣が定める掲示事項です。**

**当院は厚生労働大臣が定める保険医療機関です。**

## ◆歯科疾患管理料について

歯の痛みなどの症状や検査など、お口の健康を保つために必要な管理をしています。

## ◆後発医薬品のある先発医薬品（長期収載品）の選定療養費について

診療報酬改定により、2024年10月1日から長期収載品を患者様ご自身で希望した際に選定療養費として、自己負担が発生します。

※詳しくはこちら➡ [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_39830.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_39830.html)

## ◆保険外負担に関する事項について

当院では保険適用外治療（自費治療）におきましては、別途、自費にてご負担頂いております。

## ◆歯科外来物価対応料について

昨今の物価高騰（歯科医療資材、光熱費等の負担増）に対応し、歯科外来における診療体制を維持・強化するため、厚生労働省の定める施設基準に基づき、初診時および再診時に「歯科外来物価対応料」を算定させて頂いております。

◆**当院では施設基準等に適合している旨、厚生労働省地方厚生局に以下の届出を行っています。**

## ◆電子的歯科診療情報連携体制整備加算 2

当院は、マイナ保険証によるオンライン資格確認などを活用し、患者様に質の高い医療を提供するための十分な情報を取得し、診療実施の際に活用しています。また、お会計の際、算定した区分・項目の名称や点数等詳細な内容が分かる明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合にはお申し出ください。

## ◆初診料(歯科)の注1に掲げる基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、かつ抗菌薬に適正使用に関する研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

## ◆歯科外来診療医療安全対策加算 1

歯科の特性に配慮した総合的な歯科医療環境の整備を行っており、自動体外式除細動器（AED）を常時設置しております。当院は歯科診療に係る医療安全管理対策を実施しております。緊急時に円滑な対応ができるよう、以下の保険医療機関と連携しています。

連携先医療機関

甲南医療センター

☎078-851-2161

## ◆歯科外来診療感染対策加算 1

院内感染管理者を配置して、院内感染防止対策について十分な体制を整備しております。

### ◆一般名処方加算

後発医薬品があるお薬は患者様へご説明の上、商品名ではなく、一般名（有効成分の名称）で処方する場合があります。

### ◆歯科訪問診療料の注16に規定する基準

在宅で療養している患者様への診療を行っております。

### ◆歯科口腔リハビリテーション料

顎関節症の患者様に、顎関節治療用装置を製作し、指導や訓練を行っております。

顎関節症の診断に用いる磁気共鳴コンピュータ断層撮影（MRI撮影）機器を設置している医療機関と連携しています。

### ◆CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー

CAD/CAMと呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作される冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っております。

### ◆クラウン・ブリッジ維持管理料

装着した冠（かぶせ物）やブリッジについて、2年間の維持管理を行っております。

### ◆歯科技工所ベースアップ支援料

当院では、安全で適合性の高い技工物（被せ物や義歯など）を安定して患者さまへ提供するため、歯科技工士の処遇改善（賃上げ）を支援する取り組みを行っております。厚生労働省の定める施設基準に基づき「歯科技工所ベースアップ支援料」を算定し、以下の連携歯科技工所と協力して処遇改善に努めております。

|        |      |
|--------|------|
| 連携先技工所 | 六甲歯研 |
| 連携先技工所 | 神戸歯研 |

◆**当院では、介護保険を適用しております。**

### ◆居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書

当院では居宅療養管理指導における運営規程・重要事項説明書を整備し、利用者様（またはご家族）にしっかりとご説明し、ご同意頂いております。（下記、ご参照下さい）

## 居宅療養管理指導の運営規定（重要事項説明）

**第1条** 歯科医院が実施する居宅療養管理指導の適正な運営者を確保するために、人為および管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

**第2条** 要介護状態または要支援状態にある者（以下「要介護者等」という）に対し、適切な居宅療養管理指導を提供することを目的とする。

（運営方針）

**第3条**(1) 歯科医院が実施する居宅療養管理指導の従業者は、要支援要介護者がある有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養生活の質の向上を図ることを目的とする。

(2) 居宅療養管理指導の実施にあたっては、居宅介護支援事業者のその他保健医療サービスまたは福祉サービスを提供するとの密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

（事業所の名所等）

**第4条** 名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称：しまはらデンタルクリニック
- (2) 所在地：神戸市東灘区住吉本町1-1-7

（従業者の職種、員数、および職務内容）

**第5条** 居宅療養管理指導を行う従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 歯科医師 1人（専任常勤）以上  
歯科医師は、居宅を訪問し、歯科医学的観点から、居宅介護サービス計画の作成などに必要な情報提供を行うとともに、介護方法についての指導・助言や、利用者・家族に対する療養上必要な事項の指導、助言を行う。
- (2) 歯科衛生士 1人（常勤）以上  
歯科衛生士は、歯科医師の指示に基づき居宅を訪問し、患者の口腔内での清掃または有床義歯の清掃に関する実地指導を行う。

（営業日および営業時間）

**第6条** 居宅療養管理指導の営業日および営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医師による居宅療養管理指導  
月曜日から金曜日（水曜日を除く）  
12時～13時
- (2) 歯科衛生士による居宅療養管理指導  
月曜日から金曜日（水曜日を除く）  
12時～13時

\*ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日  
8月13日～15日を除く

\*電話などにより、上記時間外においても連絡が可能な体制とする。

（居宅療養管理指導の種類）

**第7条** 居宅療養管理指導の種類は次のとおりとする。

- (1) 歯科医師による居宅療養管理指導
- (2) 歯科衛生士による居宅療養管理指導

（利用料その他の費用の額）

**第8条** 居宅療養管理指導を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、指定居宅療養管理指導が法的代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

（その他運営に関する重要事項）

- 第9条**(1) 従業者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。
- (2) 職員は業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
  - (3) この規定に定める事項の他、運営に関する重要事項は歯科医院が定めるものとする。

（附則）

この規定は平成31年 3月 1日から施行する。